

名張警察署官舎除草業務委託仕様書

1 業務内容

この仕様書は、名張警察署官舎敷地内の除草業務に関する仕様を定め、業務を合理的かつ効率的に実施し、良好な場内の環境維持を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間

3 履行場所

名張市蔵持町芝出10-1 名張警察署官舎敷地

4 除草業務

(1) 実施箇所

警察署敷地 2,496㎡の内

(2) 作業内容

ア 機械刈りによる草刈りとし、手刈りは機械刈りの補助として行うものとする。

イ 刈り高は5cm以下とする。

ウ 機械種別は状況を判断し、適切に選択し、安全作業に努めなければならない。

(3) 作業回数

契約期間中に1回とする。

(4) 発生材の処分

除草による発生材は、速やかに収集し、場外処理・処分しなければならない。

5 作業実施区域

別紙のとおり

6 受託者の負担の範囲

(1) 業務に必要な機械、資機材等は、受託者の負担とする。

(2) 作業従事者に供する便所、洗面所については、受託者の施設を使用できるものとする。

7 業務完了報告

前記4の業務が完了したときは、作業ごとに事前事後及び作業中の写真を添付した完了報告書を提出しなければならない。

8 検査

受託者は、各業務の終了後、委託者の検査を受け合格しなければならない。

9 特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。